

「令和8年度和歌山県自殺防止相談電話「はあとライン」夜間・休日相談業務」 業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、「令和8年度和歌山県自殺防止相談電話「はあとライン」夜間・休日相談業務」業務委託に関して、受託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

1 事業目的

和歌山県において、閉庁時間帯における生きづらさについての相談、自死で大切な人を亡くした人からの相談などに即時対応し、自殺の未然防止を図る体制を強化するため、相談者からの電話を24時間365日受け付けることのできる体制を構築する。

については、この業務を効率的かつ効果的に実施する事業者を募集する。

なお、本募集は、相談業務の質の向上を目的としており、募集時点での仕様書に示した基準以上の効果的な提案及び本業務の目的を効果的に達成する提案や工夫が認められるかを特に重視する。

2 委託業務名

令和8年度和歌山県自殺防止相談電話「はあとライン」夜間・休日相談業務

3 委託業務内容

「令和8年度和歌山県自殺防止相談電話「はあとライン」夜間・休日相談業務」仕様書参考

4 委託期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

6 委託上限額

11,980,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 業務委託候補者の選定方法

受託希望者から企画提案を受ける公募型プロポーザル方式により行う。

書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、「令和8年度和歌山県自殺防止相談電話「はあとライン」夜間・休日相談業務」業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が最優秀提案者を委託候補者として決定する。

8 プロポーザル参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと
- (3) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和7年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと

(4) 次のいずれにも該当しない者であること

- ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者
- イ 暴力団等に対する資金等供給又は便宜の供与を行っている者
- ウ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
- エ 破産者で復権を得ない者
- オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る者を含む）
- カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

(5) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。

(6) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC) 及びその指定機関が使用を許諾する「プライバシーマーク」を取得していること。

(7) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO27001」における、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は JAB と相互認定している認定機関に認証された審査登録機関の認証を取得していること

9 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 応募申込期間 | 令和8年3月2日（月）～令和8年3月13日（金） |
| (2) 企画提案書受付期間 | 令和8年3月2日（月）～令和8年3月13日（金） |
| (3) 質問受付期間 | 令和8年3月2日（月）～令和8年3月6日（金） |
| (4) 選定委員会の開催日時 | 令和8年3月17日（火）を予定 |
| (5) 選定結果の通知日 | 選定委員会の翌日以降速やかに行う |

10 提出書類及び部数

以下の書類をもって構成し、正本1部、副本5部を提出すること。

(1) 正本、副本双方に添付するもの

- ア 応募申込書（様式1）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 見積書（任意様式）（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。）
- エ 提案者の概要がわかるもの（会社案内等）

- オ 役員等に関する調書（様式2）
- カ 相談者の危機的状況発生時の管理体制に関する会社独自のマニュアルや基準等
- (2) 正本のみに添付するもの
 - ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）
 - イ 国税に未納の税額がないことの証明書（法人税または所得税、並びに消費税及び地方消費税について未納がないことの証明）
 - ウ 本店所在地の都道府県税に未納の税額がないことの証明書（法人または個人事業税、法人都道府県民税、自動車税等）
 - エ 印鑑証明書
 - オ 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式3）
 - カ 定款（または寄附行為）の写し（法人格を有しない団体は団体規約の写し等これに類する書類）
 - キ 直前一期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（法人以外の団体等の場合は個人事業主の青色申告書又は白色申告書等税務署に提出している書類の写し）
 - ク 委任状（様式4）（提出事業者が本社でない場合は提出）
 - ケ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC) 及びその指定機関が使用を許諾する「プライバシーマーク」を所得していることを示すもの
 - コ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO27001」における、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は JAB と相互認定している認定機関に認証された審査登録機関の認証を取得していることを示すもの
 - サ 国や地方公共団体その他の公共団体が実施する電話相談対応事業について、応募申し込みの日から直近5年以内において実績を有することを証明する書類（契約書の写しなど）
- ※上記ア～エについては、応募申込書提出時において、発行後3か月を経過していないものに限る

11 提出方法及び提出先

(1) 提出方法

次の(2)への直接持参又は書留郵便での郵送

(2) 提出先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局こころの健康推進課（担当：裕）

(3) 受付期間

令和8年3月2日（月）～令和8年3月13日（金）午後5時00分必着

直接持参の場合の受付時間は、令和8年3月2日（月）～令和8年3月13日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時00分～午後5時00分

(4) 注意事項

ア 同一の事業において、1団体が複数件の企画提案書を提出することはできない。複数件の企画提案書が提出された場合、その全てを無効とする。

イ 提出された企画提案書等はその事由の如何に関わらず、変更又は取消はできない。

- ウ 8に掲げる参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等は無効とする。
- エ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しないものとする。
- オ 企画提案書は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- カ 企画提案書等の作成及び提出に要する費用については、提案者の負担とする。
- キ 提出された企画提案書等は、返却しない。

12 企画提案書作成に関する質問について

以下の手順により受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年3月2日（月）～令和8年3月6日（金）午後5時00分まで

(2) 質問方法

次の（3）により、書面又は電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後は電話にて和歌山県側の受信を確認すること。

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局こころの健康推進課（担当：裕）

電子メールの送信先：e0414001@pref.wakayama.lg.jp

TEL：073-441-2641

(3) 質問様式

様式5

(4) 留意事項

他の応募者からの提案書提出状況や企画提案書の審査にかかる質問には回答できない。

※質問及び回答内容は、随時、こころの健康推進課ホームページに掲載するため、個別には回答しない。

13 企画審査

(1) 審査方法

審査は、和歌山県福祉保健部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。

契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性及び透明性の確保に十分配慮の上、企画提案の内容や事業の実施能力等を評価・採点し、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上である企画提案を行ったもののうち、最高評価点の提案者1者を委託候補者とする。なお、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上となる提案者が1者もない場合は選定しない。

(2) 審査項目

以下9項目とする。

なお、選定委員会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

- ア 電話相談事業の事業実績
- イ 業務実施体制
- ウ 相談内容の情報漏洩等のセキュリティ管理体制
- エ 相談員の対応スキル向上のための取組
- オ 相談者及び相談内容について委託者に報告する体制
- カ 緊急を要する相談の報告及び連絡体制

- キ 地域相談窓口等へのつなぎ先及びつなぎ方法
- ク 相談業務の質の確保・向上のための提案
- ケ 見積金額等、費用設定

(3) 選定委員会

ア 開催日時・場所

令和8年3月17日（火）予定（詳細は、提案者に別途通知する）

イ 企画提案（予定）

プレゼンテーション 約20分（提案件数により調整する）

選定委員からの質疑 約10分（提案件数により調整する）

なお、プレゼンテーションは企画提案書に加えて、追加資料に基づき説明することやパワーポイント等のソフトを使用し、プロジェクターによる説明を行うことも可能とするが、パソコン等必要な資機材は各自持参すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは当方で準備する。

ウ プレゼンテーションへの出席者数

出席者は3名までとする

エ 注意事項

（ア）提案者が、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することは認めない。

（イ）指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(4) 選定結果についての通知

採用・不採用にかかわらず書面により通知する。

(5) 選定結果の公表方法及び内容

選定結果は、選定後、こころの健康推進課のホームページにおいて次の内容を公表する。

ア 全提案者の名称

イ 契約候補者の名称

ウ 契約候補者の選定理由

(6) その他

ア 提案者が1者の場合

提案者が1者の場合においても、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。

イ 0点の項目がある場合

一項目でも委員が0点とした提案は不採用とする。

ウ 評価点数が同点の場合

評価点数が同点の場合は審査員の合議により決定する。

14 失格の要件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 「プロポーザル参加資格要件」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書の作成のための仕様書（案）に示された条件に適合しない場合
- (4) 和歌山県が示した契約上限額を上回る価格で見積書を提出したとき

(5) 提案者に次の行為があった場合

- ア 委員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- イ 他の提案者と応募提案の内容又は意思について相談を行うこと
- ウ 契約候補者の選定終了時まで、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
- エ 企画提案書に虚偽の記載を行うこと
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

15 契約の締結

(1) 契約の締結について

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容を確定して契約を締結する。協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の契約候補者と協議する。

また、企画提案の内容については、委託候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがある。

(2) 契約保証金

委託契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。

なお、契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、地方自治法施行令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

16 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 企画提案書の内容に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 企画提案書の内容に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えられない業務がある場合

17 留意事項

- (1) すべての提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。また、応募に係る書類の事故等による未着について、和歌山県は責任を負わない。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は受け付けない。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (5) 今回の公募は、令和8年度事業の準備行為として実施するものである。今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することがある。この場合、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、応募者は、その費用を和歌山県に請求することはできない。
- (6) 審査の経過等に関する問い合わせには一切応じない。

18 問い合わせ先

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局こころの健康推進課

担当： 裕

住所： 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話： 073-441-2641 FAX： 073-432-5567